

永寿荘家族会だより

第48号

発行日／令和3年3月20日

今までありがとうございました



「家族会だより」

第1号（平成8年12月1日発行）～第47号（令和2年11月20日発行）

この第48号で終了となります。

永寿荘家族会

令和3年3月31日終了します

家族会の終了について

永寿荘家族会 会長 小野寺 光夫

永寿荘家族会は、平成8年6月29日発足し、花植えのボランティア活動や視察研修等の活動を行ってきました。しかし、近年は入所者の介護度が高く、入所期間の短期化や家族状況の変化等もあり、また最近では新型コロナウイルス感染症防止に様々な対策をしなければならず、家族会主体の活動は増々厳しい状況下にあります。

したがって、令和3年3月31日を持って家族会を終了させていただき、今後は施設主体の活動にお願い申し上げます。

家族会の活動状況等は、家族会だよりで平成8年12月1日に第1号を発行し、広報活動を行ってまいりましたが、家族会同様に令和3年3月に第48号を持って、最終号となります。今までたよりの発行に伴い、ご寄稿を賜った方々には、心より感謝申し上げます。

さらに、家族会の代表として、家族会をご支援してくれた荘長初め職員の皆様にも心より感謝申し上げます。

ここで私事ではありますが、永寿荘の皆様には、私の家族が多なるお世話になり、まして加藤荘長さんにあつては、ケアマネージャー当時から十数年以上に及び面倒を見ていただき、感謝の言葉しかありません。

最後になりましたが、私は会の役員が長かったこともあり、令和2年度の会長をまかされたものの、今申し上げたとおり厳しい状況下であり、今年度は特にコロナ対策をしながらチューリップの球根植えなど家族の皆さん及び職員の方々と楽しく活動したのが唯一の仕事であったと痛感いたしました。短い期間でありましたが、多くの方々にご協力いただきありがとうございました。

家族の皆さんには、今まで同様に永寿荘を支援していただければ幸いです。

永寿荘家族会視察研修について

家族会視察研修は、ご家族の皆様と職員が交流させていただく貴重な会でした。通常は職員とご家族様の参加でしたが、加茂水族館の時はご利用者様も参加し、大変楽しい会となりました。加茂水族館へは3回行きました。

年	会長名	家族会視察研修行先	年	会長名	家族会視察研修行先
平成 8	本間 幸一	記録無し	平成22	高田 政明	藤沢周平記念館
平成 9	佐藤 東助	記録無し	平成23		酒田市美術館「平山郁夫展」
平成10		記録無し	平成24		松ヶ丘開墾場
平成11		記録無し	平成25		柏戸記念館・手打ちそば処大梵字
平成12		記録無し	平成26		鶴岡市立加茂水族館
平成13		特別養護老人ホーム幸楽荘	平成27	鶴岡市立加茂水族館	
平成14	門脇 信夫	特別養護老人ホームさくらホーム	平成28	小野寺伸一	酒田米菓(おらんだせんべいFACTORY)
平成15		特別養護老人ホームしおん荘	平成29		花王酒田工場・相馬樓
平成16	萬年 隆	特別養護老人ホームかたくり荘	平成30		松ヶ丘開墾場・すず音
平成17		鶴岡市高齢者福祉センターおおやま	平成31 (令和1)		鶴岡市立加茂水族館
平成18		介護老人保健施設みずばしょう	令和 2		小野寺光夫
平成19		永寿荘多機能ホーム宝田			
平成20		酒田市美術館「工藤静香展」			
平成21		出羽ノ雪酒造資料館・つけもの処本長			



平成21年9月13日 出羽ノ雪酒造資料館



平成25年9月1日 柏戸記念館



平成27年9月25日 加茂水族館



平成29年9月25日 酒田相馬樓



花植え・球根植え

平成25年5月19日 春の花植え



花植え・球根植え

令和2年10月18日 秋の球根植え



夏祭り

平成30年8月5日 夏祭り



夏祭り

令和1年8月4日 夏祭り



家族会思い出アルバム

家族会活動にご協力いただきありがとうございました



京田小学校よりお米をいただきました



12月28日(月)京田小学校の5年生の皆さんが育てたお米「キラキラ輝希米(かがやきまい)」をいただきました。

1月7日(木)の夕食で食べさせていただきました。みなさんおいしいと言って食べてくれました。京田小学校の5年生の皆さん、昨年に引き続きどうもありがとうございました。

賀詞贈呈



2月5日(金)鶴岡市より100歳の方のお祝いをいただきました。コロナウイルス感染予防の為鶴岡市による贈呈式は行わず、荘長よりお渡しさせていただきました。おめでとうございます。

編集後記

令和3年3月31日の家族会終了に伴いまして、永寿荘家族会だよりも今回の第48号で発行終了となります。ご家族の皆様にはこれまで家族会活動にご協力いただきまして、ありがとうございました。

家族会が終了となりましても、今後ご利用者様が快適な生活を送るために、ご家族の皆様にご協力をお願いすることもあるかと思えます。その場合はご協力いただきますようお願いいたします。

尚恵泉会では「ホームページ」「Instagram」「Facebook」でも各施設の情報を発信しており、永寿荘の情報も発信しております。スマートフォン等をお持ちの方は右記のQRコードを読み込み、是非ご覧になっていただきますようお願いいたします。(永寿荘だけでなく、恵泉会全体の各施設の情報発信となっております)



恵泉会
ホームページ



恵泉会
Instagram



恵泉会
Facebook

〒997-0018 山形県鶴岡市茅原町28番10号 特別養護老人ホーム永寿荘
TEL : 0235 (25) 6111 FAX : 0235 (25) 6112 Eメール : eijusou@cocoa.ocn.ne.jp

ごぞんじですか？

福祉サービス利用援助事業

このような方に利用していただいています

高齢者や知的障害、精神障害のある方などで、福祉サービスの利用をしたいけれどよくわからない方、お金の管理や引き出しができないなど日常生活に不安のある方です。

施設や病院に入所、入院している方でも利用できます。また療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている方、認知症等の診断を受けている方に限ったものではありません。

この事業はご本人と契約を結んで利用する制度ですから、契約内容が理解できないほど判断能力が低下されている場合は、この事業でお手伝いすることは難しくなります。

その場合は、ご本人にふさわしい援助につないだり「成年後見制度」の利用を支援します。

※判断能力については専門員が一定のガイドラインにそった面接調査によって判断します。



「福祉サービス利用援助事業」では次のようなお手伝いができます。

福祉サービス利用のお手伝い

- ①福祉サービスに関する情報提供、利用または利用をやめるために必要な手続きをします。
- ②福祉サービスの利用料を支払う手続きや、日常生活に必要な事務手続きをします。
- ③福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きを援助します。

◆次のことはお手伝いできません。

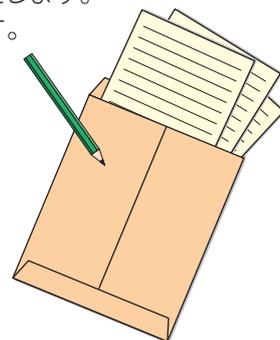
特別養護老人ホームなどへの入所契約、治療・入院に関する契約
掃除、洗濯、買い物、介護、看護

日常的な金銭の出し入れのお手伝い

- ①銀行などに行って年金や福祉手当、生活費の引き出しなどを支援します。
- ②公共料金や税金などの支払い、口座引き落としの手続きをします。
- ③日用品等の購入代金を支払う手続きをします。
- ④その他、書類や請求書類の整理などをお手伝いします。

◆次のことはお手伝いできません。

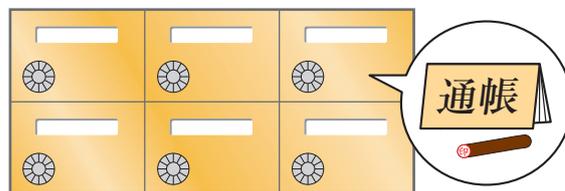
不動産や預貯金の資産運用



大切な書類等の預かり

利用者が希望された場合、大切な書類や預金通帳、印鑑、年金証書などをお預かりし、貸金庫など安全な場所で保管します。(年金証書 保険証書 預金通帳、実印、銀行印、権利証、契約書類 その他、社会福祉協議会が適当とみとめた書類等)

※宝石、書画、骨董品、貴金属、有価証券
現金などはお預かりできません。



お気軽にご相談ください

あなたのまちの社会福祉協議会へ

ふれあいネットワークセンター



社会福祉法人
鶴岡市社会福祉協議会

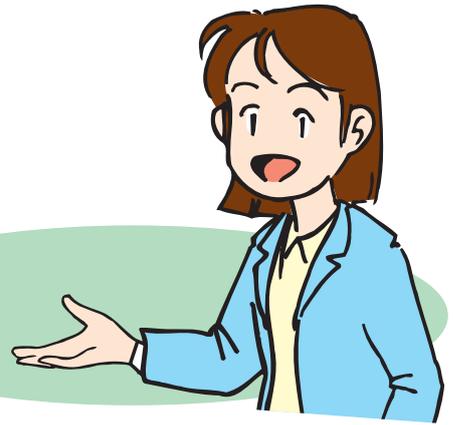
〒997-0033 山形県鶴岡市泉町5-30

TEL 0235(24)0053

FAX 0235(23)9110
E-mail shk-odagai@shk01.jp

自分のために——みんなの安心

成年後見制度



成年後見制度って どんな制度ですか？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。



成年後見制度には どのようなものがあるのですか？

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。